

市と議会が同じ想いで…

宍粟市議会 国県への意見書を決議

9月議会の中心の課題であった災害復興について、会期中の半ばから、全議員から異口同音に「国や県に対し、宍粟議会として要望や意見をしっかり言う必要がある」という声が高まり、最終日、意見書の決議という形にまとまりました。これを実効性のあるものに、県知事や新しい政権にも強く要望する行動につなげていきます。

平成21年台風9号における災害対策に関する意見書

兵庫県播磨北西部は、8月9日夕刻から深夜にかけ台風9号による集中豪雨を受け、西隣の佐用町、東隣の朝来市では死者や行方不明者が多く出ましたが、宍粟市にも甚大な被害をもたらしました。

人的被害は軽微であったものの、一宮町福知地区をはじめ多くのところで、激流と化した河川が堤防を破り、道路を寸断し、民家や事業所に押し寄せ、全壊を含む住家被害としては五百軒を超え、事業所についても二百軒近くが多大な被害を受けました。

また山林や農地、河川、道路、橋梁等公共物についても広い宍粟市の中、数えきれない箇所の損害を受け、市民の安定した生活を取り戻し、自治体として責任ある行政を遂行するためには、宍粟市の力だけでは、到底回復し得るものではありません。

そこで、国県におかれては下記の事項について早急に対策を講じていただくよう強く要望します。

記

(国関係)

揖保川水系における国土交通省管理河川内における崩壊護岸の改良復旧、及び堆積土砂の撤去、堤防の築堤ほか5項目。

(県関係)

揖保川、千種川水系における県管理河川内における崩壊護岸の改良復旧、及び堆積土砂の撤去、風倒木、間伐材の処理ほか6項目。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月28日

兵庫県宍粟市議会 議長 岡田 初雄

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、
国土交通大臣、兵庫県知事